

# 告 示

## 埼玉県告示第四百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、中島用悪水路土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年五月一日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住 所
理事	高 稿 孝	埼玉県幸手市大字惣新田二千八百四十八番地
監事	岡 安 操	同 同 同 二千九百九十二番地一